

平成 22 年 3 月 5 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成 22 年 2 月 18 日

判	決
原告	国
被告	Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、5000 万円及びこれに対する平成 20 年 5 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は第 1 項に限り仮に執行することができる。

事 実

- 1 請求の趣旨及び原因は別紙記載のとおりである。
- 2 請求の原因に対する認否
 - (1) 請求の原因 1 の事実は知らない。
 - (2) 同 2 (1)、(2)、(4) 及び (5) の事実は認める。同 2 (3) の事実のうち、イの弁済期及びオの損害金の約定は否認する。その余は認める（あるいは争うことを明らかにしない。）。弁済期及び損害金の約定は、A と被告との間の虚偽表示である。
 - (3) 同 3 の事実は認める。
 - (4) 同 4 (1) の事実のうち A の発言は知らず、A の発言内容にある被告の言葉は否認する。同 4 (2) の事実のうち「A は、同金員を弁済期（平成 16 年 9 月 30 日）の翌日以降に発生した遅延損害金の一部に充当した」との事実は否

認し、平成17年及び平成18年の年末に各100万円を被告がAに支払った事実及び元本5000万円の支払がなかった事実は認める。被告は、合計200万円を事実上出資してもらっていることに対する任意の配当という趣旨で支払ったものである。利息として支払ったということは否認するが、上記支払により元本5000万円が残っていることは争わない。同4(3)第1文のうち、遅延損害金の一部の支払がなされていないとの主張は争い、その余は認める、同4(3)第2文の事実は知らない。同4(3)第3文の遅延損害金の主張は争い、その余は争うことを明らかにしない。

理 由

- 1 証拠(甲1～4)によれば請求原因1の事実が認められる。
- 2 同2(1)、(2)、(4)及び(5)の事実は当事者間に争いがない。また、同2(3)のイ、オ以外の事実は当事者間に争いがない(あるいは被告が争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなす。)。
- 3 同3の事実は当事者間に争いがない。
- 4 同4(1)の事実のうちAの発言及びAの発言内容にある被告の言葉以外は当事者間に争いがない。同4(2)の事実のうち、平成17年及び平成18年の年末に各100万円を被告がAに支払った事実及び元本5000万円の支払がなかった事実は当事者間に争いがない。同4(3)第1文のうち遅延損害金についての主張以外は当事者間に争いがない。同4(3)第3文のうち遅延損害金についての主張以外は、被告は争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなす。
- 5 以上の事実によれば、その余の事実(遅延損害金や弁済期の約定が虚偽表示であるか否か等)について判断するまでもなく、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第 3 部

裁判官 寺西和史

別紙

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金5000万円及びこれに対する平成20年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 第1項につき仮執行宣言。

第2 請求の原因

1 原告の滞納会社に対する租税債権の存在

原告（所轄庁：名古屋国税局長）は、岐阜市所在の訴外有限会社B（甲第1号証、以下「滞納会社」という。）に対し、平成20年8月11日現在、別紙租税債権目録（1）記載のとおり、既に納期限を経過した租税債権（平成19年度の法人税の本税及び延滞税並びに消費税及地方消費税の本税及び延滞税、以下「本件租税債権①」という。）合計1億7094万1104円を有していた（甲第2号証）。

その後、本件租税債権①には、平成20年度の法人税の加算税及び消費税及地方消費税の加算税の租税債権（以下「本件租税債権②」という。）が追加され、平成20年9月2日現在、別紙租税債権目録（2）記載のとおり、合計2億5616万7508円となっている（甲第3号証）。

そして、本件租税債権①及び②は、平成21年4月30日現在、別紙租税債権目録（3）のとおり、合計2億6458万1268円となっており（甲第4号証）、現在も、同年5月1日以降発生した国税通則法60条所定の延滞税が加算された全額が未納である。

2 滞納会社が被告に対して有する本件譲受金の存在

- （1）被告（甲第5号証）は、平成3年12月12日、名古屋市所在の訴外株式会社C（引用者注：同社の設立時の所在地は愛知県であり、商号もD株式会

社である。)の代表取締役役に就任した後、平成10年10月20日に同職を退任したものの、平成16年12月2日、再度、代表取締役役に就任し、現在に至っている(甲第6号証の1ないし5)。

(2) 岐阜県の訴外A(甲第7号証、以下「A」という。)は、平成19年1月25日、滞納会社の代表取締役役に就任した後、平成21年2月25日、同社の取締役役を辞任したことにより、代表取締役役としての資格を喪失し、退任した(甲第1号証)。

(3) Aは、平成16年6月30日、被告に対し、金5000万円を現金で貸し付け(以下「本件貸付金」という。)、被告は、Aに対し、以下の内容が記載された金銭消費貸借契約書(甲第8号証、以下「本件契約書」という。)を交付した。

ア 金 額	金5000万円
イ 弁 済 期	平成16年9月30日
ウ 弁 済 方 法	元金一括返済
エ 利 息	無利息
オ 損 害 金	支払を遅延した場合、弁済すべき元金に対し、年14.6パーセントの割合

(4) 滞納会社は、平成20年4月15日、本件貸付金の全額を対当額でAから譲り受けた(甲第9号証、以下「本件譲受金」という。))。

Aは、同月14日、翌15日付けの債権譲渡通知を被告に送付し(甲第10号証)、同通知は、同月15日、被告に到達した(甲第11号証)。

(5) 滞納会社は、平成20年4月22日、本件譲受金につき、「通知並びに催告書」(甲第12号証、以下「本件履行催告書」という。)を被告に送付し、同書面は、同月23日、被告に到達した(甲第13号証)。

本件履行催告書には、同書面の到達日から2週間以内(引用者注：平成20年5月7日)に本件譲受金を滞納会社の指定口座に支払うよう記載されて

いるところ、被告は、平成２０年４月３０日付け「貸金返済期日延長のお願い」なる書面を滞納会社に送付した（甲第１４号証の１及び２）。

３ 原告による本件譲受金の差押え

- （１）原告は、平成２０年８月１１日、本件租税債権①を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）６２条に基づき、本件譲受金の返還請求権及び遅延損害金を差し押さえ（以下「本件差押処分①」という。甲第１５号証）、同日、被告に対し、債権差押通知書を送付し、同通知書は、同月１２日、被告に到達した（甲第１６号証）。

その後、原告は、同年９月２日、本件租税債権②を徴収するため、徴収法６２条に基づき、本件譲受金及び遅延損害金を差し押さえ（以下「本件差押処分②」という。甲第１７号証）、同日、被告に対し、債権差押通知書を送付し、同通知書は同月８日、被告に到達した（甲第１８号証）。

以上の結果、原告は、徴収法６７条に基づき、本件譲受金の取立権を取得した。

なお、原告は、本件差押処分②に先立つ同年８月２９日、本件譲受金につき、本件租税債権②を徴収するため、本件差押処分①の執行機関としての原告（所轄庁：名古屋国税局長）に対し、交付要求を行った（甲第１９号証）。

- （２）原告は、平成２０年９月１１日、被告に対し、本件譲受金の履行を求めるため、期限を同年９月３０日と指定した履行催告書（甲第２０号証）を送付し、同履行催告書は、同月１３日、被告に到達した（甲第２１号証）。

４ 本件譲受金に係る弁済期及び遅延損害金の発生時期

- （１）Ａは、本件貸付金につき、「本件契約書を受け取る時に、Ｙさん（引用者注：被告）は『３ヶ月で返す。もし、期限を過ぎた場合は、損害金を払う。』と言っていました。」（甲第２２号証・問２０答２０）とし、平成１６年６月３０日、本件契約書に定められた条件で金５０００万円を被告に貸し付けたが（甲第２２号証・問２２答２２）、被告は、弁済期である同年９月３０

日までに、本件貸付金の弁済をしていない（甲第22号証・問5答5ないし問10答10及び問27答27並びに甲第23号証・問4答4ないし問9答9及び問26答26）。

（2）その後、被告は、平成17年及び平成18年の年末、各100万円をAに支払い（甲第22号証・問31答31ないし問33答33及び問52答52並びに甲第23号証・問29答29及び問51答51）、Aは、同金員を弁済期（平成16年9月30日）の翌日以降に発生した遅延損害金の一部に充当したものの、被告からは、元本5000万円及び遅延損害金の残余の支払を受けることはなかった（甲第22号証・問36答36、問40答40及び問52答52ないし問54答54）。

（3）債権譲渡とは、債権の同一性を保ちつつ、契約によって債権を移転させることをいうところ、上記（2）のとおり、本件貸付金の譲渡時点において、本件貸付金にかかる元本5000万円及び遅延損害金の一部の支払がなされていないことになるため、本件譲受金についても、その発生時において、元本5000万円及び遅延損害金の一部の支払がなされていないことになる。しかし、この点につき、本件譲受金の債権者である滞納会社は、被告に対する平成20年4月15日以前の遅延損害金の請求を放棄した上で、その翌日から、年5パーセント（民事法定利率）の遅延損害金を被告に請求することとした（甲第22号証・問57答57及び問65答65）。そして、滞納会社は、本件履行催告書を送付しているから、遅くとも、同履行催告書が被告に到達した同年4月23日から2週間後の日の翌日である同年5月8日以降、本件譲受金に係る遅延損害金は発生しており、その支払がなされていない。

第3 結語

よって、原告は、被告に対し、本件譲受金の全額金5000万円及び平成20年5月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上